

東京地本・八王子地本・水戸地本の各執行委員長による

「第 37 回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について」に対する盛岡地本見解

「第 37 回臨時大会」は 2018 年 11 月 4 日の全地本執行委員長会議で中央本部による①「第 36 回定期大会」で確認した運動方針と予算に対する現状②補正予算を組む必要に伴い組合基金から 5 億円を切り崩す③組織拡大に集中した取り組みの必要から財政保証を行うため、組合基金から 10 億円を切り崩し、新たな特別会計を設置する④特別会計を新たに設置することと、早期の財政確立のため臨時大会を開催したい。との提起に基づき議論した結果、満場一致で確認して開催に至ったものである。そして中央本部は「第 37 回臨時大会」のスローガンで「JR 東労組の存亡をかけ、向こう 2 年間で展望し、未来を切り拓くために、12 地本が総団結し、全組合員と共に組織の信頼回復と強化・拡大を実現しよう！」と危機意識と決意を提起し、代議員に対して審議を要請したのである。

「第 37 回臨時大会」は本来、スローガンに掲げられた中央本部の危機意識と決意を組織全体の意思とし、組織拡大に全力を傾注する決意を固めるための議論に集中しなければならないはずであった。しかし、議長選挙にはじまり、中央本部、議長団、議事運営委員会への各不信任動議や運動方針への 3 つの修正動議が提出され、議論時間が大幅に削減された。不信任動議や修正動議の提出は代議員の権利とはいえ、満場一致で確認した全地本委員長会議とは反して、反中央本部、反 9 地本の姿勢を鮮明にしたものであった。

そして、それだけに止まらず、2019 年 1 月 13 日には突如として東京地本・八王子地本・水戸地本の各執行委員長は中央本部への「第 37 回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について」なる文書を発出し、臨時大会決定に反する意思を示してきたのである。地本の最高責任者である執行委員長が最高決議機関である大会の決定に反する意思表示を行うことの罪は極めて重いものである。最高決議機関である大会は組合民主主義に基づき、組合員の中から選出された代議員が代表して議案を審議し、議決を行う責任がある。3 名の執行委員長も臨時大会では代議員として、審議、議決に参加していたはずである。しかし、多くの代議員が中央本部方針へ賛成したことにより、自らの主張が通らないことが決定されると、臨時大会の決定事項に対して凍結を求めるのは自己本位であるほか、地本最高責任者としての指導責任の放棄であり、自らが率先して東労組規約第 27 条「各組織および各級機関は、大会、中央委員会で決定された方針を実践しなければならない。これに反する決定は無効とする」に反する行為をしたと言わざるを得ない。組合民主主義を否定し、自らが組織決定に従わない行為の罪の重さを自覚した上で、早急に文書を撤回し、中央本部のみならず、全機関に謝罪すると共に執行委員長の任から退くべきである。

いま盛岡地本内では 18 春闘「大敗北」の立場を鮮明にして、組合員に謝罪し、信頼回復と団結強化に尽力している。そして、組合員と共に脱退者、離脱者に対して東労組への再加入を訴える実践に奮闘している。私たちが守るべきものは職場で苦闘する組合員の雇用と利益、命であり、そのために東労組を再生させなければならない。盛岡地本は、私たちの闘いを妨害する行為に対して強く抗議すると共に、断固闘うことを明らかにしておく。

2019年 1月23日
東日本旅客鉄道労働組合
盛岡地方本部執行委員会